

### 【研究開発に関する質問】

Q：インフラに、石油精製プラントや、石油化学プラントなどの産業インフラは含まれますか。

A：今回募集しているインフラの分野としては、道路（橋・トンネル）・河川・港湾・空港などの公共的なインフラにおける維持管理・更新・マネジメント技術になります。いわゆる産業インフラなどは含みません。

Q：研究開発小項目（3）－（A）に「地下等の通信環境が苛酷な状況下」という記載がありますが、この「過酷」とはどのようなものを指すのでしょうか。

A：①フィジカルな環境の過酷さ、②通信状況の過酷さ、という2点を対象としています。シチュエーションとしては、地下－地上間の通信環境が過酷であるということを想定しています。

Q：研究開発小項目（3）－（A）に応募する場合、記載されている研究開発内容の全てを満たす必要はありますか。

A：1つのみの研究開発内容を満たす場合であっても応募は可能です。提案内容が優れているのであれば十分採択対象となります。

Q：研究開発内容を複数満たす提案を行う場合、関連付けは必要ですか。

A：複数の内容を提案する場合は、1つの研究開発プロジェクトとして、目標達成に向けたストーリーをご記載ください。

Q：NEDOの本公募に関するホームページに“国土交通省「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進」における基本要件、検証候補地等”、という資料が載っていますが、これは現場実証が各地でされるが、それに対する候補地という認識で良いのか。

A：NEDOの担当分の研究開発項目（4）は、国交省の実証サイトで使えるものを想定しており、その技術要件が記載されています。

### 【重複応募に関する質問】

Q：提案が、複数の研究開発小項目を含む場合は、同時に複数の研究開発小項目に応募することはできますか。

A：全く同じ内容で、同時に複数の研究開発小項目に応募することはできません。公募要領をよく読み、最も適切な箇所に応募してください。

Q：シーズが異なるものについては、複数の研究開発小項目に応募することはできますか。

A：シーズが異なるものについて、別個の提案をしていただくことには問題はございません。

Q：応募すべき最適な研究開発小項目の選択は、応募者が判断するのですか。

A：そうです。公募要領をよく読み、最も適切な箇所に応募してください。

#### 【研究開発費に関する質問】

Q：公募要領4－（2）に記載されている研究開発費の規模は、1年あたりの上限金額ですか。

A：1年あたり、1件ごとの上限金額が記載されています。

Q：提案段階で記載していない組織を研究開発開始後に実施体制に追加することは可能ですか。

A：実施体制が変更となる場合は、実施体制の変更の申請を提出してください。内容を確認し、問題ないか検討いたします。

#### 【提案書の記載・応募方法・e-Radに関する質問】

Q：共同研究先として金銭の授受はないが、メンバーとして研究開発に関わるグループ・人員が発生する場合、共同研究先として提案書に記載してもよろしいですか。

A：委託先・再委託先としては記載せず、実施体制図等にてその旨をご記載ください。

Q：100%子会社については、再委託もしくは共同実施として提案書に記載すべきですか。

A：JSTの場合：費用が発生するなど、契約が必要でしたら共同研究グループとしてご記載ください。

NEDOの場合：共同研究の場合は、共同研究グループとしてご記載ください。別法人に再委託するのであれば、再委託先としてご記載ください。但し、子会社、関連会社については、利益排除など契約上の制限が複数あるので、ご注意ください。

#### 【他公募との違いに関する質問】

Q：国交省が行った、「次世代社会インフラ用ロボット技術・ロボットシステム」という公募がありますが、こちらに応募したものであっても、今回の公募に応募してよろしいですか。

A：公募要領に記載されている研究開発の内容に合致しているのであれば応募していただいて問題ございません。

Q：NEDOでも「インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト」の公募が開始されていますが、こちらと本課題の違いはなんですか。

A：本課題では、求めているインフラの種類、部所、部位等が技術的に定義されていますの

で、そちらに合致しているものが対象となります。また、「インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト」では、3年間研究を行い、毎年評価し、2年間実証実験を行うとしていますが、SIPでは、5年間研究としています。

**【研究開発成果の取り扱いに関する質問】**

Q：成果の取り扱いについて、知財は特許権が設定されるということですが、同じ技術を他の製品等に転用する場合になんらかの制限、制約はありますか。

A：本課題の目標を達成するために知財権を十分活用することを前提とした上で、ほかの分野に転用することは、国の利益を十分に上げることを趣旨とする分には問題ございません。

Q：研究の途中の段階で、研究の得られた成果の一部あるいは全部を自社のサービスとして顧客に提供することは可能ですか。

A：まずはご相談ください。関係者で協議いたします。

原則としては、国の税金を使って研究を継続しながら、一方で同じ技術を使ってビジネスをすることは制度として許容されていないため、研究開発を途中で中断することとなります。

**【その他の質問】**

Q：NEDOの公募要領P6にステージゲート審査という記載があるが、基準、方法、時期は決まっていますか。

A：ステージゲートの方法、時期は決まっておりません。